

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

- 訓令 職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令 三三六
- 告示 公金の徴収の事務を委託した件 三三六
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 三三七
- 漁業の許可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を定める件 三三七
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 三三九
- 落札者を決定した件 三三〇

## 訓令

### 福島県訓令第十号

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年六月二十五日

本庁機関 出先機関

福島県知事 内堀雅雄

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

職員が駐在及び駐在員の服務等に関する規程（昭和三十八年福島県訓令第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

別表（第三条関係）			別表（第三条関係）		
郡山合同庁舎整備工事の監理に関する業務に従事する職員	郡山市麓山一丁目一番一号（郡山合同庁舎）	郡山合同庁舎整備工事の監理に関する業務に従事する職員	（仮称）ふくしま農業人材育成センター整備工事の監理に関する業務に従事する職員	西白河郡矢吹町一本木四四六番地一（農業総合センター）	（仮称）ふくしま農業人材育成センター整備工事の監理に関する業務に従事する職員

附則 この訓令は、令和六年七月一日から施行する。

（行政経営課）

## 告示

### 福島県告示第三百七十七号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号。以下「改正政令」という。）附則第二条第一項によりなお従前の例によることとされる改正政令第一条による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、公金の徴収の事務を次のとおり委託した。

令和六年六月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 委託した事務の範囲及び内容  
福島ロボットテストフィールドの使用料の徴収事務
- 受託者の名称及び所在地  
公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構  
福島県福島市中町一番十九号
- 徴収の事務を委託する期間  
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

福島県告示第三百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和六年六月二十五日から同年十月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年六月二十五日 福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンデーいわき泉店 福島県いわき市泉町下川字薬師前七十九番地一ほか四十筆
変更した事項

代表取締役 西喜多 浩

代表取締役 野々口 剛

- 三 変更した年月日
令和六年四月一日

- 四 届出年月日
令和六年六月十七日

- 五 届出をした者
三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百七十九号

福島県漁業調整規則（令和二年福島県規則第六十八号。以下「規則」という。）第四条第一項に掲げる次の漁業のうち茨城県からの入会について、規則第十一条第一項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和六年六月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 第一 小型機船底びき網漁業（地方名称 板びき網漁業）

一 制限措置

- 1 漁業種類

小型機船底びき網漁業（地方名称 板びき網漁業）

- 2 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

十一隻

(次世代産業課)

3 船舶の総トン数

総トン数十五トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

4 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

5 操業区域

宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東九海里的点から福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東五海里的点、同県いわき市塩屋埼灯台中心点正東二・五海里的点、同市番所灯台中心点正東三・五海里的点を経て同県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東五海里的点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面

6 漁業時期

毎年九月一日から翌年六月三十日まで

7 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有し、茨城県知事から当該漁業の許可を受けている者

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和六年六月二十五日から同年七月二十四日まで

三 許可の有効期間

令和六年九月一日から令和九年八月三十一日まで

第二 小型機船底びき網漁業（地方名称 自家用釣餌料板びき網漁業）

一 制限措置

- 1 漁業種類
小型機船底びき網漁業（地方名称 自家用釣餌料板びき網漁業）

- 2 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
三十隻

- 3 船舶の総トン数
総トン数七トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

- 4 推進機関の馬力数
申請のあった推進機関の馬力数以下

- 5 操業区域
いわき市小名浜下神白字番所二十五番十四番所灯台中心点（北緯三十六度五十分八秒）から真方位九十度の線以南の共同漁業権漁場を除く福島県の海面

- 6 漁業時期
平潟・大津地区 毎年一月一日から九月三十日まで
その他の地区 毎年五月一日から九月三十日まで

- 7 漁業を営む者の資格
茨城県に住所を有し、茨城県知事から当該漁業の許可を受けている者

- 二 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和六年六月二十五日から同年七月二十四日まで

- 三 許可の有効期間

第三 令和六年九月一日から令和九年八月三十一日まで  
機船船びき網漁業（しらうお、こうなご（通称めろうど含む。）、しらすひき網漁業）

一 制限措置

1 漁業種類

機船船びき網漁業（しらうお、こうなご（通称めろうど含む。）、しらすひき網漁業）

2 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数  
七十四隻

3 船舶の総トン数

総トン数七トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

4 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

5 操業区域

いわき市小名浜下神白字番所二十五番十四番所灯台中心点（北緯三十六度五十六分八秒）から真方位九十度の線以南の福島県の海面（次の基点と点ア、点イ、点ウを順次結んだ三直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。）

基点 いわき市勿来町関田北町地内窪田川川口水門

点ア 基点より真方位百十度千二百メートルの点

点イ 点アより真方位百九十度千五百メートルの点

点ウ 点イより真方位二百九十度の線と最大高潮時海岸線との交点

6 漁業時期

毎年三月一日から十二月三十一日まで

7 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有し、茨城県知事から当該漁業の許可を受けている者

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和六年六月二十五日から同年七月二十四日まで

三 許可の有効期間  
令和六年九月一日から令和九年八月三十一日まで

第四 令和六年九月一日から令和九年八月三十一日まで  
機船船びき網漁業（さよりひき網漁業）

一 制限措置

1 漁業種類

機船船びき網漁業（さよりひき網漁業）

2 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数  
八十隻

3 船舶の総トン数

総トン数七トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

4 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

5 操業区域

いわき市小名浜下神白字番所二十五番十四番所灯台中心点（北緯三十六度五十六分八秒）から真方位九十度の線以南の福島県の海面

6 漁業時期

毎年十二月一日から翌年四月三十日まで

7 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有し、茨城県知事から当該漁業の許可を受けている者

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和六年六月二十五日から同年七月二十四日まで

三 許可の有効期間  
令和六年九月一日から令和九年八月三十一日まで

第五 令和六年九月一日から令和九年八月三十一日まで  
機船船びき網漁業（おきあみひき網漁業）

一 制限措置

1 漁業種類

機船船びき網漁業（おきあみひき網漁業）

2 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数  
百隻

3 船舶の総トン数

総トン数七トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

4 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

5 操業区域

合磯岬（北緯三十六度五十八分二十三秒）から真方位九十度の線以南の小型機船びき網漁業（地方名称 機船手操網漁業及び板びき網漁業）の禁止区域を除く福島県の海面

6 漁業時期

毎年二月十一日から七月三十一日まで

7 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有し、茨城県知事から当該漁業の許可を受けている者

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和六年六月二十五日から同年七月二十四日まで

三 許可の有効期間  
令和六年九月一日から令和九年八月三十一日まで

第六 令和六年九月一日から令和九年八月三十一日まで  
どう漁業

一 制限措置

1 漁業種類

どう漁業

2 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数  
十隻

- 3 船舶の総トン数  
総トン数七トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下
- 4 推進機関の馬力数  
申請のあった推進機関の馬力数以下
- 5 操業区域  
いわき市小名浜下神白字番所二十五番十四番所灯台中心点（北緯三十六度五十六分八秒）から真方位九十度の線以南かつ小型機船底びき網漁業（地方名称 機船手操網漁業及び板びき網漁業）の禁止区域を除く福島県の海面
- 6 漁業時期  
毎年七月一日から八月三十一日まで
- 7 漁業を営む者の資格  
茨城県に住所を有し、茨城県知事から当該漁業の許可を受けている者
- 二 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和六年六月二十五日から同年七月二十四日まで
- 三 許可の有効期間  
令和六年九月一日から令和九年八月三十一日まで

（水産課）

福島県告示第三百八十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和六年六月二十五日

一 土砂災害警戒区域

福島県知事 内堀 雅雄

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
高湯沢	福島市町庭坂字高湯	土石流	次の図のとおり
湯花沢	同 市町庭坂字高湯	土石流	
朴木坂沢	同 市佐原字竹ノ森	土石流	
滝山沢	同 市佐原字滝山	土石流	
横塚沢一号	同 市荒井字地藏原	土石流	

二 土砂災害特別警戒区域

袋沢1	同 市町庭坂字富山	土石流	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
袋沢2	同 市町庭坂字坂ノ下	土石流	

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
朴木坂沢	福島市佐原字竹ノ森	土石流	次の図のとおり
滝山沢	同 市佐原字滝山	土石流	
横塚沢一号	同 市荒井字地藏原	土石流	
袋沢2	同 市町庭坂字坂ノ下	土石流	
袋沢1	同 市町庭坂字富山	土石流	

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（砂防課）

公 告

## 公告第122号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年6月25日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
総務部電気自動車 9台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
令和6年5月31日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日産プリンス福島販売株式会社 福島県福島市荒町4番30号
- 5 落札金額  
32,066,100円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和6年4月19日

（入札用度課）